

サン共同通信

2024年

Topics 注目トピック

- 税制 役員報酬で節税する方法とは?シミュレーションや注意点も解説!
- 融資 保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする新保証制度
- 社保 協会けんぽの保険料率改定について
- メディア実績

3

月号



お客様インタビュー

『株式会社h.p.c』

下地 弘敬 様



『株式会社h.p.c』

代表取締役 下地 弘敬 様(写真左)



沖縄オフィス

平川 幸節(写真右)

サン共同を知ったきっかけ

4年前にマリンビジネスを立ち上げた際に、税理士を探していました。
知り合いからの紹介でサン共同を知ったのですが、レスポンスも早くて良い税理士事務所だと教えてもらったのがきっかけです。

担当者への感想

現在は、記帳代行から申告書作成までをお願いしていますが、税金について分からないことがあって質問をすると、すぐに連絡をくれて助かっています。
弊社と沖縄オフィスが近いこともあり、資料を届けに来てくれることもあったりなど親切丁寧に対応していただき、ありがとうございます。

今後の展望

マリンビジネスを始めてからほどなくしてコロナになり、その影響は沖縄全体でも大きく受けることとなりました。

株式会社h.p.cは、ヒューマンパワーコネクション=人の力と繋がりを意味しています。

今や観光地となっている沖縄ですが、これまでも島民たちが力を合わせて苦境を乗り越え、経済的に成長を遂げてきた島です。

今回のコロナ禍においてもようやく事業回復の兆しが見えてきました。

また、たくさんの方との出逢いが末広がりにつくよう、軌道に乗せていきたいと考えています。今後はダイビングなどにも力を入れていきたいです。



パラセーリングの魅力はダイビングやシュノーケリングなどのマリンスポーツとは、違った爽快感や開放感を味わえる事です。男女問わず、幅広い年齢の方がご参加可能で、一年中楽しむ事が出来るマリンスポーツです!是非、自然豊かな沖縄の海で【空の青】と【海の青】このダブルブルーの非日常的空間にて、大自然の一部になる時間を体験・体感してみてください。



法人情報

株式会社h.p.c

※ 今回取材をさせていただいたマリナアクティビティの事業、マリーナエイト株式会社は、株式会社h.p.cのグループ傘下です。

所在地: 沖縄県中頭郡北谷町美浜3-4-5

電話番号: 098-983-7100

Eメール: info@marina-8.com

URL: <https://marina-8.com/>

役員報酬で節税する方法とは？ シミュレーションや注意点も解説！

企業の社長などの役員は、給与の代わりに役員報酬を受け取ります。役員報酬はうまく用いることで節税が可能です。ただし、役員報酬をいくらに設定するべきか悩む方は多いのではないのでしょうか。

本記事では、役員報酬で節税する方法を解説します。具体的な節税のシミュレーションや、役員報酬を設定する際の注意点も紹介するので、ぜひ参考にしてみてください。

1. 役員報酬に税金はかかる？

役員報酬とは、企業の社長などの役員が受け取る報酬です。従業員が給与を受け取る代わりに、役員は役員報酬を受け取ります。

通常、役員報酬は株主総会で決められます。しかし社長1人の企業やオーナー企業など、役員＝株主の企業は、自分の役員報酬を自分で決められます。

この役員報酬をいくらに設定するかで、税金の額が異なります。企業の法人税等と個人の所得税や住民税の観点から、役員報酬と税金の関係を解説します。

全額損金計上で、法人税はかからない

まずは、企業の税金から考えます。企業は、売上から経費を差し引いた税引前当期純利益に対して法人税等を支払っています。

役員報酬は、経費として全額損金に計上できます。そのため、税引前当期純利益を引き下げることができ、法人税等の支払いが減ります。

企業が支払う税金の種類と税率は以下の通りです。東京23区の資本金1億円以下の中小企業（外形標準課税不適用）で、住民税・事業税が「標準税率」のケースで記載します。

税金の種類	税率
法人税	23.20%
地方法人税	法人税の10.30%
法人住民税	法人税の7%
法人事業税	7.00%
特別法人事業税	事業税の37%

実効税率は、33.58%となります。ただし、法人税及び事業税については所得のうち年800万円以下には軽減税率が適用されます。詳細は後述します。

実効税率

企業が所得に対して実質的に負担する税率。企業の所得に実効税率を掛け合わせると、企業が負担する税金の合計額が算出される。

参考：法人税の実効税率とは | 計算方法や表面税率との違いも解説 | コラム | 資産運用・相続税対策専門 ネイチャーグループ
<https://www.nature-inter.com/column/4533/>

参考：法人税の実効税率とは？定義や計算方法など徹底解説 | AGS media
<https://www.agsc.co.jp/ags-media/corporate-tax-rate/>

個人の所得税・住民税がかかる

役員報酬を受け取った場合、役員個人の給与所得となり、役員個人に課税されます。課税される税金は以下3種類です。

- 所得税
- 復興特別所得税
- 住民税

役員個人の所得が役員報酬のみの場合、所得税・復興特別所得税・住民税の算出方法は以下の通りです。
 (役員報酬 - 給与所得控除) × 税率 - 控除額(所得税の場合)

給与所得控除額は以下の通りです。

給与等の収入金額	給与所得控除額
～1,625,000円	550,000円
1,625,000円～1,800,000円	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円～3,600,000円	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円～6,600,000円	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円～8,500,000円	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円～	1,950,000円

参考：No.1410 給与所得控除 | 国税庁
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>

所得税率と控除額は以下の通りです。役員報酬から給与所得控除を差し引いた額が所得金額となります。

所得金額	税率	控除額
1,000円～1,949,000円	5%	0円
1,950,000円～3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円～6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円～8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円～17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円～39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円～	45%	4,796,000円

参考：No.2260 所得税の税率 | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm>

復興特別所得税は、所得税額×2.1%です。所得金額ではなく所得税額なので、上記で計算した所得税の2.1%が復興特別所得税となります。

また住民税は、地域により若干の差はありますが所得金額×10%です。

2. 役員報酬の節税で意識するポイントは？

役員報酬は、全額損金に計上されるため企業にとっての税金は減ります。一方で、役員個人にとっては個人所得となるため税金が増えます。

では、もっとも節税効果が得られるかを役員報酬を設定するうえで、意識するポイントはあるのでしょうか？

役員報酬の節税で意識するポイントを解説します。

法人税の800万円の壁

まず、企業の税金を考える上で意識したいのが「800万円の壁」です。

法人税率は企業の規模によって異なり、規模別の法人税率は以下の通りです。

期末の資本金または出資金	所得金額	法人税率
1億円以上	-	23.20%
1億円以下(資本金5億円以上大法人の子会社等は除く)	800万円超	23.20%
800万円以下	800万円以下	15%*1

- 1...2019年4月1日以後に開始する事業年度において適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等)に該当する法人の年800万円以下の部分は、19%の税率が適用されます

参考: No.5759 法人税の税率 | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5759.htm>

上記表の通り、資本金1億円以下の法人の企業の所得(利益)が800万円以下の部分は税率15%が適用されます。

そのため、企業の利益が800万円に到達する部分までは役員報酬として受け取らずに企業の利益として残しておく。800万円を超える部分は、役員報酬として受け取ることが節税方法として考えられます。

3. 役員が社会保険加入有無

会社員は、健康保険や厚生年金保険などの社会保険に加入します。同様に、役員も社会保険への加入が義務付けられています。

ただし、役員報酬などの労働の対価を受けていないなど、場合によっては社会保険に入っていない役員もいます。

まずは、ご自身やほかの役員の社会保険加入有無を確認してください。社会保険への加入の有無によって、役員報酬の節税で意識するポイントが異なります。

参考: 経営者、役員が例外的に社会保険に加入しなくてもよい場合とはどのようなケースですか?

<https://www.syakaihoken.jp/article/15122217.html>

(1) 役員が社会保険に加入している場合

健康保険や厚生年金保険料などの社会保険料は、標準報酬月額に応じて変動します。標準報酬月額が高ければ、社会保険料も高くなる仕組みです。

標準報酬月額とは、月々の給与を1～50等級に分けて分類したものです。標準報酬月額が増えると一般的には標準報酬月額も増えますので、その分社会保険料も高くなります。

そのため、できるだけ役員報酬を少なくすると、社会保険料も安くなり節約につながります。ただし、社会保険料には厚生年金保険も含まれます。

社会保険料が安くなれば、将来もらえる年金の額も少なくなるため、ご自身の老後も見据えて役員報酬を設定しましょう。

(2)役員が社会保険に加入していない場合

役員が社会保険に加入していない場合は、国民健康保険と国民年金に加入します。

国民健康保険は収入によって保険料が変動しますが、国民年金は収入によらず保険料が一定です。2022年度の国民年金保険料は、月額16,590円です。

そのため、収入によって変動するのは国民健康保険料のみです。役員が社会保険に加入している場合と比べて、収入の増加による保険料負担増加割合は少ないです。

役員が社会保険に加入していない場合は、役員報酬を高く設定しても保険料の負担はそこまで大きくならず、手元に入ってくるお金は増えます。

ただし、役員報酬を多くすれば役員の所得が増え、所得税や住民税の負担は大きくなります。特に、所得税は所得によって税率が変わるので、税率が高くなることで役員個人の納税額が多くなりすぎないように注意が必要です。

また、原則として法人は社会保険への加入が義務づけられています。社会保険に加入していない場合には、あとで社会保険料を追徴される法人も増えていますので、注意してください。

参考：国民年金の加入と保険料のご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

4.節税効果をシミュレーション

役員報酬で節税するためには、考えるべきことがとても多く、いくらに設定すればもっとも節税効果があるのかわからない方も多いと思います。

そこで、具体的なケースを使って役員報酬での節税効果をシミュレーションします。

シミュレーションは、資本金1,000万円以下の企業で行います。また、役員は役員報酬以外の個人所得はないものとします。

住民税や社会保険料等は各種市町村で異なるため、あくまでも参考として利用ください。

企業の利益が500万円の場合

まずは、法人の売上から経費を差し引いた利益(役員報酬と社会保険料は計上前)0が500万円の場合でシミュレーションします。

(1)役員が社会保険に加入している場合

役員が社会保険に加入している場合のシミュレーション結果は以下の通りです。

役員報酬	0円	100万円	200万円	300万円
法人税等	1,181,657円	930,467円	673,695円	413,907円
社会保険料	261,528円	310,332円	600,456円	917,532円
所得税	0円	0円	27,734円	55,465円
住民税	0円	0円	64,327円	118,648円
合計	1,443,185円	1,240,799円	1,366,212円	1,505,552円
企業と役員の手取り合計	3,556,815円	3,759,201円	3,633,788円	3,494,448円

企業の利益800万円までに対しては法人税率が低いため、役員報酬が少ないほうが企業と役員合計の税金は少なくなります。

ただし、役員報酬100万円の場合は上記表の通り、役員個人の所得税・住民税が発生しません。

これは、年間所得が103万円以下の場合には所得税が非課税・100万円以下の場合には住民税が非課税となるためです。

そのため、本シミュレーションでは役員報酬を100万円に設定すれば高い節税効果が得られる結果となりました。

(2) 役員が社会保険に加入していない場合

続いて、企業の利益が500万円で役員が社会保険に加入していない場合をシミュレーションします。シミュレーション結果は以下の通りです。

社会保険に加入していない場合は、国民健康保険と国民年金保険に加入します。

役員報酬	0円	100万円	200万円	500万円
法人税等	1,214,160円	965,600円	741,700円	70,000円
社会保険料	71,890円	73,778円	155,906円	367,362円
所得税	0円	0円	34,923円	174,113円
住民税	0円	0円	78,409円	281,264円
合計	1,286,050円	1,039,378円	1,010,938円	892,739円
企業と役員の手取り合計	3,713,950円	3,960,622円	3,989,062円	4,107,261円

役員が社会保険に加入していない場合は、役員の所得に応じて大きく変動する社会保険料が発生しません。そのため、役員報酬を高くして役員個人の所得を増やした方が全体として節税につながります。

本シミュレーションでは、企業の利益500万円すべてを役員報酬にすると高い節税効果が得られます。

企業の利益が800万円の場合

企業の利益が800万円の場合の、税金シミュレーションをします。

(1) 役員が社会保険に加入している場合

役員が社会保険に加入している場合のシミュレーション結果は以下の通りです。

役員報酬	0円	100万円	200万円	300万円
法人税等	1,927,337円	1,672,277円	1,387,225円	1,098,824円
社会保険料	261,528円	310,332円	600,456円	917,532円
所得税	0円	0円	27,734円	55,465円
住民税	0円	0円	64,327円	118,648円
合計	2,188,865円	1,982,609円	2,079,742円	2,190,469円
企業と役員の手取り合計	5,811,135円	6,017,391円	5,920,258円	5,809,531円

企業の利益が500万円の場合と同様、役員報酬を100万円に設定すると節税効果が高いです。

これは、利益800万円までは法人税率が低いことと、役員個人の所得が100万円以下であれば所得税・住民税が発生しないことが理由です。

(2)役員が社会保険料に加入していない場合

企業の利益が800万円で、役員が社会保険に加入していない場合のシミュレーション結果は以下の通りです。

役員報酬	0円	100万円	600万円	800万円
法人税等	1,959,840円	1,711,280円	517,800円	70,000円
社会保険料	71,890円	73,778円	442,882円	607,138円
所得税	0円	0円	265,381円	587,149円
住民税	0円	0円	353,712円	511,286円
合計	2,031,730円	1,785,058円	1,579,775円	1,775,573円
企業と役員の手取り合計	5,968,270円	6,214,942円	6,420,225円	6,224,427円

役員が社会保険に加入していない場合は、社会保険の増加幅が少ないため、役員個人の所得を増やしたほうが節税効果が得られます。

ただし、役員個人の国民健康保険料・所得税・住民税はあがるので、バランスを考えて役員報酬を設定する必要があります。

企業の利益が1,200万円の場合

企業の利益が1,200万円の場合の、税金シミュレーションをします。

(1) 役員が社会保険に加入している場合

役員が社会保険に加入している場合のシミュレーション結果は以下の通りです。

役員報酬	0円	100万円	300万円	500万円
法人税等	3,374,781円	2,999,527円	2,155,844円	1,528,834円
社会保険料	261,528円	310,332円	917,532円	1,450,524円
所得税	0円	0円	55,465円	141,763円
住民税	0円	0円	118,648円	246,348円
合計	3,636,309円	3,309,859円	3,247,489円	3,367,469円
企業と役員の手取り合計	8,363,691円	8,690,141円	8,752,511円	8,632,531円

法人の利益が800万円を超えると、法人税率は高くなります。そのため、今までシミュレーションした利益が500万円・800万円の場合と状況が異なります。

上記表の通り、法人税等・社会保険料・所得税・住民税を考慮した結果、高い節税効果が得られるのは役員報酬を300万円に設定した場合です。

(2) 役員が社会保険料に加入していない場合

企業の利益が1,200万円で、役員が社会保険に加入していない場合のシミュレーション結果は以下の通りです。

役員報酬	0円	300万円	600万円	1,000万円
法人税等	3,422,600円	2,325,530円	1,462,720円	517,800円
社会保険料	71,890円	221,986円	442,882円	791,218円
所得税	0円	67,285円	265,381円	947,750円
住民税	0円	141,801円	353,712円	687,878円
合計	3,494,490円	2,756,602円	2,524,695円	2,944,646円
企業と役員の手取り合計	8,505,510円	9,243,398円	9,475,305円	9,055,354円

上記表の通り、役員報酬を600万円に設定した場合が高い節税効果が得られます。

役員報酬が0円の場合と比べると、合計で約80万円も違います。企業の利益が大きくなるほど、役員報酬の設定により節税効果が大きく得られます。

5. 役員報酬は3種類

節税効果が期待できる役員報酬ですが、いつでも好きな時に役員報酬を受け取れるわけではありません。

経費として損金に計上できる役員報酬は以下3種類です。

- 定期同額給与
- 事前確定届出給与
- 業績連動給与

定期同額給与

定期同額給与とは、1ヶ月以下の一定期間ごとに役員に対して支払う給与です。一般の会社員が受け取る給与に類似していますが、事業年度内は原則支給金額が毎月同額の必要があります。

そのため、残業したからといって支給額を増やすことは認められません。

事前確定届出給与

役員が受け取るボーナスなどの臨時収入は、原則経費として認められません。ただし、事前に支給する金額と時期を税務署に届け出れば、経費として損金に計上できます。

これを事前確定届出給与と呼びます。

業績連動給与

業績連動給与は、主に上場会社で多く導入されています。企業の利益や株価などに応じて役員報酬を支払います。役員報酬にインセンティブを設けることで、企業の成長に繋げることが目的です。

業績連動給与は、同族会社では経費としての損金算入が認められていません。同族会社の場合は注意しましょう。

同族会社

会社の株主等の3人以下並びにこれらと特殊の関係にある人が、50%を超える議決権を保有している会社。

6. 役員報酬を変更する際の注意点

節税のために役員報酬を変更したいと思う方も多いのではないのでしょうか。ただし、役員報酬は変更する時期や方法を間違えると、節税効果が得られなくなってしまいます。

役員報酬を変更する際の注意点を解説します。

役員報酬の変更時期

役員報酬を経費として損金計上するためには、変更する時期に決まりがあります。

定期同額給与は、事業年度開始から3ヶ月以内に改定手続きを行います。4ヶ月以降に定期同額給与額を増額しても、増額部分は損金計上できないため注意しましょう。

また、事前確定届出給与は株主総会の決議が終わってから1ヶ月以内または会計期間開始の日から4ヶ月を経過する日のいずれか早い日に税務署に申告する必要があります。

上記対応を忘れると、節税効果が得られないので確認してください。

役員報酬を0にすると社会保険に加入できない可能性がある

社会保険は、保険料はかかりますが手厚い保障や多額の年金が受け取れるなどのメリットもあります。この社会保険に加入するためには、法人から労務の対償として報酬を受けている必要があります。

役員報酬を0にしてしまうと、労務の対償を受けているとは言えず、社会保険への加入資格を喪失する可能性があります。

節税効果を得るために役員報酬を0にしようと検討している方は、社会保険も考慮して役員報酬を設定してください。

役員報酬を高くしすぎると、損金算入が認められない場合がある

節税効果を高めるために、役員報酬を高く設定する際には注意が必要です。役員報酬が不相当に高い場合には、税務署から損金算入が認められない場合があります。

具体的にいくらまでは損金として認められるという明確な基準はありませんが、以下条件にしたがって判断されます。

- 役員の職務内容
- 企業の収益
- 従業員への給与支払状況
- 同規模の同業他社の役員報酬
- 株主総会で定められた報酬限度額以内か

令和元年の資本金別の役員報酬平均は以下の通りです。役員報酬を設定する際の参考にしてみてください。

資本金	役員報酬
2000万円未満	583万円
2000万円～5,000万円未満	833万円
5,000万円～1億円未満	1,086万円
1億円～10億円以上	1,279万円
10億円以上	1,599万円

参考：Q&A 役員報酬の支給における不相当に高額な場合：公認会計士・税理士
<http://www.yamadakaikei.net/qa/qa03.html>

参考：標本調査結果 | 国税庁
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2019/minkan.htm>

参考：資本金別にみる役員報酬の支給実態とは？ - 企業の実務に役立つ書籍と商品の通販サイト
<https://njstore.jp/a20210602/>

7.手取りを増やす節税対策

今まで、役員1人の役員報酬をいくらに設定すべきか、節税効果をシミュレーションしてきました。

ですが、ほかにも税金を減らす方法は多く存在します。一般的な節税手段は以下の通りです。

- 配偶者を役員にして役員報酬を渡す
- ほかの親族も役員にして役員報酬を渡す
- 通勤手当を支給する
- 旅費規程を作成する
- 役員の自宅を会社名義にする
- 小規模企業共済を利用する

配偶者を役員にして役員報酬を渡す

配偶者を役員にして、役員報酬を支払うことで節税ができます。個人の所得税は、所得が多いほど税率が高くなります。

そのため、1人で役員報酬全額を受け取るよりも、2人で分けて受け取ったほうが各々の税率が低くなります。

結果として家庭全体で支払う所得税が安くなり、節税につながります。

当然のことながら配偶者に「役員報酬に見合うと判断される労働実態」が必要です。実態がないと判断された場合、損金にはなりませんのでご注意ください。

ほかの親族も役員にして役員報酬を渡す

子どもなどほかの親族も役員にして役員報酬を支払うことで、さらに所得が分散されます。

このことにより1人1人の所得税率が低くなり、全体でみたときに節税につながります。

配偶者を役員にする場合と同様、親族の方にも「役員報酬に見合うと判断される労働実態」が必要です。実態がないと判断された場合、損金にはなりませんのでご注意ください。

通勤手当を支給する

通勤手当は、月15万円までは源泉所得税が課されず無税です。

電車やバスなどで通勤している方は、通勤代を役員報酬に含めて受け取るのではなく、通勤手当として通勤代を経費として損金計上しましょう。

所得を減らすことができ、節税が可能です。

参考：No.2582 電車・バス通勤者の通勤手当 | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2582.htm>

旅費規程を作成する

出張旅費規程を作成すれば、日当を損金とすることができます。全社員を対象とした規程ですので、役員も対象です。日当は非課税所得となりますので、所得税はかかりません。また、社会保険の対象にもなりませんので、社会保険料の負担も増えません。このように、出張旅費規程を作成することで節税につながります。

役員の自宅を会社名義にする

個人名義で契約しているマンションなどを会社名義に変更すれば、賃料相当額を経費として損金に計上できます。

役員報酬として受け取った後に個人で家賃を払うと、家賃分も所得として扱われます。しかし、企業の経費として損金計上すれば、役員報酬に含まれず所得とならないため節税が可能です。

役員社宅の家賃については住宅の規模などにより計算方法が異なりますが、役員の負担分を10～20%ほどに抑えられる場合もあります。個人名義で借りている物件の家賃を経費計上する際は、事業用部分としてどの程度を使用しているかにもよりますが50～70%ほどを負担することが多いため、会社名義にした場合の方がより多く経費計上でき、負担分が少ないということになります。

こちらの記事(<https://tax-startup.jp/feature/tax-strategy/30/>)でも自宅を事務所としている場合の家賃の経費について解説しておりますので、詳しく知りたい方はぜひご覧ください。

参考：No.2600 役員に社宅などを貸したとき

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2600.htm>

小規模企業共済を利用する

小規模企業共済は、小規模な企業の役員や個人事業主のための退職金制度です。

毎月1,000円～7,000円の掛金を積み立てて、65歳以上になった場合などに積み立てたお金を受け取ります。

受け取り方は、一括・分割どちらも選択できます。掛金は、全額所得控除できます。

経費を増やすことで利益を減らし、節税につながります。

参考：制度の概要 | 小規模企業共済(中小機構)

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/features/>

8. 税理士に相談する

役員報酬を使った節税は、考慮すべき点が多岐にわたります。自分でシミュレーションをして節税も可能ですが、時間もかかりますし、高い節税効果が得られているかはわかりません。

税金のプロである税理士に頼むことで、確実に高い節税効果を得ることができます。

本業が忙しくて税金のことを考える時間がない、高い節税効果を最小の時間で得たいと思う方は、ぜひ税理士に相談してみてください。

保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする新保証制度

「経営者保証を不要とする信用保証制度」は、中小企業や小規模事業者が融資を受ける際に、経営者個人の保証を必要としない新しい形の信用保証制度です。この制度は、経済産業省が中小企業の財務支援を目的として創設しました。

2024年3月15日から申込受付を開始する予定で、通常の信用保証制度よりも高い保証料を支払うことで、経営者保証が不要になります。

この制度の目的は、経営者が個人保証を提供することなく、事業資金を安全に調達できるようにすることにあります。これにより、経営者の財産リスクを軽減し、より多くの事業者が融資を受けやすくなることを期待されています。

利用できる 事業者の要件 (次のいずれにも 該当すること)	1	過去2年間において決算書等の損益又は資金繰りの状況を示す書類を当該金融機関の求めに応じて提出していること。
	2	直近の決算書において代表者への貸付金等(※1)がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
	3	直近の決算において債務超過ではないこと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと。
	4	上記①及び②については継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
	5	中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望していること。

※1. 「貸付金」以外のほか「仮払金・未収入金等」も含むが、少額のものや事業の実施に必要なものを除く。

保証料率	<ul style="list-style-type: none"> • 通常の保証料率に、上記③の要件を両方とも満たしている場合は0.25%、どちらか一方のみを満たしている場合は0.45%の上乗せを行う。 • 事業者負担軽減のため、時限措置として、上乗せした保証料の一部について軽減措置を実施。(※2)
------	--

※2. 新制度の活用を促すため、新制度における「上乗せ保証料」について、3年の時限措置として軽減(2025年3月末までの保証申込分は0.15%、2025年4月から2026年3月までの保証申込分は0.10%、2026年4月から2027年3月までの保証申込分は0.05%に相当する保証料を国が補助)。

詳細な条件や申請方法については、経産省の公式ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240123002/20240123002.html>

<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240123002/20240123002-1.pdf>

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2024年2月1日時点
創業融資の基準金利	2.40～3.50%	2.40～3.60%
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2024年3月31日まで	変更なし

元木 絵理

1. 協会けんぽの保険料率改定について(2024年3月分より)

2024年3月分(4月納付分)より協会けんぽの健康保険料率および介護保険料率が改定されます。社会保険料を翌月控除している事業所は、4月に支給する給与から控除する健康保険料・介護保険料より新たな料率での計算が必要です。なお当月控除している事業所は3月に支給する給与より変更となりますのでご注意ください。

また料率は都道府県ごとに異なります。協会けんぽのウェブサイトにて新たな保険料額表が公開されておりますので、適用事業所が所在する都道府県の料額表をご確認ください。

【協会けんぽ:2024年度(令和6年度)の保険料額表URL】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r06/r6ryougakuhyou3gatukara/>

参考:東京都の場合、健康保険料率は10.00%→9.98%(介護保険料率を含めると11.82%→11.58%)へと変更となります。なお介護保険料率は、全国一律で1.82%→1.6%の変更となります。

令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率:令和6年3月分～ 適用
- ・介護保険料率:令和6年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～ 適用

(東京都)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.98%		11.58%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	~	63,000	5,788.4	2,894.2	6,716.4	3,358.2		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,786.4	3,393.2	7,874.4	3,937.2		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,784.4	3,892.2	9,032.4	4,516.2		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,782.4	4,391.2	10,190.4	5,095.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,780.4	4,890.2	11,348.4	5,674.2	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,379.2	5,189.6	12,043.2	6,021.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	10,978.0	5,489.0	12,738.0	6,369.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	11,776.4	5,888.2	13,664.4	6,832.2	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~ 130,000	12,574.8	6,287.4	14,590.8	7,295.4	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~ 138,000	13,373.2	6,686.6	15,517.2	7,758.6	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~ 146,000	14,171.6	7,085.8	16,443.6	8,221.8	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~ 155,000	14,970.0	7,485.0	17,370.0	8,685.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~ 165,000	15,968.0	7,984.0	18,528.0	9,264.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~ 175,000	16,966.0	8,483.0	19,686.0	9,843.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	~ 185,000	17,964.0	8,982.0	20,844.0	10,422.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	~ 195,000	18,962.0	9,481.0	22,002.0	11,001.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	~ 210,000	19,960.0	9,980.0	23,160.0	11,580.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	~ 230,000	21,956.0	10,978.0	25,476.0	12,738.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	~ 250,000	23,952.0	11,976.0	27,792.0	13,896.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	~ 270,000	25,948.0	12,974.0	30,108.0	15,054.0	47,580.00	23,790.00

※厚生年金保険料は変更ございませんので、従来とおりの料率で計算してください。

2. 労災保険率改定について(2024年4月1日以降)

2024年4月1日より労災保険率が改定されます。2024年度の年度更新の際には、新たな料率にて計算することになります。厚生労働省のウェブサイトにて「労災保険率表」、「特別加入保険料率表」、「労務比率表」が公開されておりますので、ご確認をお願いいたします。

【厚生労働省・2024年度(令和6年度)の労災保険率URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/rousai_hokenritsu_kaitei.html

※今年度は雇用保険料率の変更はございません。

3. 建設業、運送業、医師等の時間外勤務の上限規制適用開始

働き方改革の一環として労働基準法が改正、時間外労働の上限が法律に規定され、2019年4月(中小企業は2020年4月)から適用されています。

一方で、建設業、トラック・バス・タクシードライバーなどの運送業、医師等については、時間外労働の上限について適用が5年間猶予され、また、一部特例つきで適用されておりました。**2024年3月にこれらの適用猶予事業・業務の猶予期間が終了します。**

事業・業務	猶予期間終了後の取扱い(2024年4月以降)
工作物の建設の事業	災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間となります。時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。

出典:厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html

【厚生労働省・URL】

適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト:<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/index.html>

4.裁量労働制の導入手続きの変更

2024年4月1日以降、新たに又は継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入する全ての事業場で必ず下記手続きを行い、労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。継続導入する事業場でも2024年3月末までに手続きが必要になるので注意が必要です。

【専門業務型裁量労働制】

労使協定に下記①を追加

【企画業務型裁量労働制】

労使委員会の運営規程に下記②③④を追加後、決議に下記①②を追加

- 本人同意を得る・同意の撤回の手続きを定める
- 労使委員会に賃金・評価制度を説明する
- 労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う
- 労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する

上記に加え、企画業務型裁量労働制の定期報告の頻度が変更になります。

また、2024年4月1日より専門業務型裁量労働制の対象業務に「銀行又は証券会社における顧客の合併及び買収に関する調査又は分析及びこれに基づく合併及び買収に関する考案及び助言の業務（いわゆるM&Aアドバイザーの業務）」が追加されます。

【厚生労働省・パンフレット】

裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です：<https://www.mhlw.go.jp/content/001080850.pdf>

令和5年就労条件総合調査によると、専門業務型を採用している企業割合は2.1%、企画業務型を採用している企業割合は0.4%と採用している企業割合はまだ少ないのですが、最近専門業務型を採用されている事業所が増えてきております。採用されている事業所様はお手続きについてご不明な点等ございましたら、ご相談ください。

メディア実績



セミナー・YouTube

2023年12月



ビジョタチャンネル

2023年8月



ラファエルチャンネル

2023年8月



Money Forward主催 税業サミット



2023年8月



船井総研主催セミナー



2022年12月



会計事務所サミット2022



2021年12月



会計事務所サミット2021



2019年7月



会計事務所サミット2019



取材など



KaikeiZine
(2023年9月11日)



FIVE STAR MAGAZINE
(2023年9月)



税界タイムス
(2023年10月1日)



Tax Picks (2023年8月19日)



Doctor'sライフ (2023年9月)



週刊新潮 (2022年6月16日)



週刊ダイヤモンド (2021年2月13日)



週刊現代 (2020年6月27日号)

テレビ東京
ワールドビジネス
サテライトに取材
放送されました。
(2020年5月1日)



書籍



2023年12月発行

ご購入はこちら▶



D3 BAR LOUNGE



D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



「新規開業をお考えの方」や
「税理士を変更したい方」を
ぜひご紹介ください!

お客様紹介 キャンペーン



Amazonギフト券最大**50,000**分プレゼント!

下記の新規お客様情報①～③をメールでご連絡もしくは、ご担当者にお申し付けください。
ご紹介いただき一定金額で契約になった場合には、もれなくAmazonギフト券50,000円を贈呈いたします。

①紹介者氏名

紹介いただける法人名
および担当者氏名

②事業内容

簡潔にご教示下さい

③連絡先

メールアドレス
および電話番号

ご連絡はこちらまで

contact@san-kyodo.jp



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶





ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!

拠点一覧

青山オフィス
〒107-0062
東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

板橋オフィス
〒173-0013
東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス
〒120-0034
東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス
〒192-0081
東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

横浜オフィス
〒220-0012
神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス
〒663-8112
兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

沖縄オフィス
〒901-2227
沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオスクエア 2-D

福岡オフィス
〒812-0011
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階